

オンライン熱海文学館構築業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

熱海市教育委員会 図書館

1 目的

熱海市は、古くから湯治場として知られ、尾崎紅葉の『金色夜叉』をはじめとする数多くの文学作品の舞台となり、志賀直哉、谷崎潤一郎など、多くの作家に愛されてきた。また、杉本苑子の文学作品をはじめ、市内には文学に関する貴重な資料が数多く存在しているが、それらは各所で個別に管理されており、将来的な散逸や劣化が懸念されている。

本業務は、これらの文学資料を適切に保存、管理するとともに、市制90周年を迎える2027年に「オンライン熱海文学館」をデジタルアーカイブとして広く市民や観光客に公開することで、文学者の顕彰、地域文化の継承、そして観光資源としての活用を図り、もって熱海らしい魅力ある文学館の実現を目指すものである。

この要領は、本業務の受託事業者を選定するに当たり、提案を広く募集し、業務委託に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 オンライン熱海文学館構築業務
- (2) 業務内容 別紙「オンライン熱海文学館Webサイト構築業務仕様書」、「オンライン熱海文学館デジタルアーカイブ構築業務仕様書」及び「オンライン熱海文学館デジタルアーカイブ構築業務 機能確認書」（以下「仕様書等」という。）による。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和10年2月29日までとする。
※システム公開開始は、令和9年11月10日からとする。ただし、動作確認等のため、令和9年10月1日までにテスト納品をすること。
- (4) 限度額 金19,769千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※支払は、委託期間終了後を基本とするが、1回に限り一部完了払を認める。なお、上記金額は、予算上の上限額であって、予定価格ではない。

3 参加資格

本業務委託への参加資格については、次に定めるとおりとする。

- (1) 熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年熱海市告示第35号）に基づく競争入札参加資格の認定を受けている者で、かつ、本件の業務委託の企画提案書を提出する時点で、熱海市工事請負等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱（平成4年熱海市告示第49号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立がされている者でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。

- (6) 過去5年以内に地方公共団体での同様の業務で、かつ、請負額500万円以上の当該業務の完了実績を有すること。

4 参加方法

公募型プロポーザル方式による本業務委託（以下「本プロポーザル」という。）への参加方法については、次に定めるところによる。

(1) 提出書類及び作成要領

- ① 質問書（様式1） ※質問がある場合のみ提出すること。
- ② 参加表明書（様式2）
- ③ 企画提案提出書（様式3）
- ④ 会社概要（任意様式）
- ⑤ 業務実績書（様式4） 過去5年以内の地方公共団体での同様の業務で、かつ、請負額500万円以上の当該業務の完了実績
- ⑥ 業務実施体制（様式5）
※本プロポーザルの実施に当たり、一部の業務を再委託する場合は、市にその業務内容と再委託先の業者について報告し、承諾を得ること。
- ⑦ 企画提案書（任意様式）
 - (ア) 表紙には「オンライン熱海文学館デジタルアーカイブ構築業務 企画提案書」と記入すること。
 - (イ) 仕様書等に沿った実施方針及び進め方の内容とすること。
 - (ウ) 独自の性能、アイディア、PRポイント等があれば提案すること。
- ⑧ スケジュール表（任意様式）
- ⑨ 見積書（様式6） ※消費税及び地方消費税を含む。

(2) 企画提案書等の留意事項

- ① 提出書類の規格は、A4サイズ、片とじ及び横書きとすること。
- ② 企画提案書は、表紙を除いて30ページ以内とすること。
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、本プロポーザルへの参加を取り消す。
- ④ 提出書類に不備があった場合は、再提出を依頼することとなる。この場合において、当該提案が期限に間に合わないときは参加を取り消す。
- ⑤ 提出部数は、(1)①及び(1)②については各1部、(1)③から(1)⑨までについては各8部とする。

(3) 提出方法等

- ① 提出期間及び期限 9 スケジュールに記載のとおり。
- ② 提出先 11 問合せ、書類提出先に記載のとおり。
- ③ 提出方法 持参又は郵送による。（期限必着）

5 質問書の受付及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルの内容等についての質問は、質問書（様式1）により提出期限までに持参又はメールにより提出すること。

(2) 受付期間

9 スケジュールに記載のとおり。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、提案者の認識を統一するため、質問者匿名にて熱海市ホームページ上に回答を掲載する。

なお、質問に対する回答は、本要領、仕様書等の内容の追加又は修正とみなす。

6 契約候補者の選定方法等

プロポーザルの審査は、以下のとおり実施する。

- (1) 本プロポーザルでは、選定委員会を設置し、事業者の選定を行うものとする。
- (2) 参加資格者から期限までに提出された書類に基づいて、選定委員会委員へのプレゼンテーションを行い、熱海市が定める基準により審査した結果、最高評価の1事業者を契約候補者とする。なお、契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は、次点の提案者を繰上げにより新たな契約候補者とする。
- (3) 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、契約候補者となることができる最低基準点を満点の70%とし、最低基準点以上の得点を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。
- (4) プレゼンテーション出席者は、4名以内とすること。
- (5) 審査方法は、別表「審査基準表」に基づき、評価を行うものとする。
- (6) 実施方法については、以下のとおりとする。

① 実施方法

- ・プレゼンテーション 30分以内
- ・質疑応答 20分以内

② その他

- ・提出資料に基づいてプレゼンテーションを行うものとし、当日の資料差替え又は追加配布は認めない。
- ・説明に際し、パソコンの使用は可とし、スクリーン及びプロジェクターは市が用意するので、事前に申し出ること。
- ・ノートパソコンその他必要な備品は、各自準備すること。

- (7) 得点と同じ業者があった場合には、選定委員会委員による投票により決定する。
- (8) プレゼンテーションの実施日等の詳細については、プレゼンテーション実施要請書に記載する。

7 審査結果の通知

審査結果については、令和8年11月下旬までに郵送にて提案者全員へ通知するとともに、本市ホームページにて公開する。

なお、審査結果に異議を申し出ることにはできないものとする。

8 業務委託契約

契約候補者と交渉を行い、内容について合意の上、随意契約により契約を締結する。

9 スケジュール

- ・募集開始 令和8年10月1日（木）※市ホームページ掲載
- ・質問書受付期限 令和8年10月13日（火）17時まで
- ・質問回答日 令和8年10月16日（金）※市ホームページ掲載
- ・参加表明書（様式2） 令和8年10月20日（火）17時まで
- ・参加承認通知 令和8年10月23日（金）※郵送により通知
- ・企画提案書等（様式1、様式2及び様式7を除く全て）

令和8年11月6日（金）17時まで

- ・プレゼンテーション実施要請書 令和8年11月10日（火）※郵送により通知
- ・プレゼンテーション実施 令和8年11月20日（金）

※提案業社が多数あったときには、上記実施日を変更する場合がある。その場合にはプレゼンテーション実施要請書に記載する。

- ・選定結果通知 令和8年11月下旬
- ・委託契約締結 令和8年12月上旬

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費、本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類に虚偽が認められた場合は、失格とする。
- (3) 審査書類は、返却する。ただし、契約候補者の審査書類は、返却しない。
- (4) 審査の過程や参加者ごとの評価の詳細については、公表しない。
- (5) 本プロポーザルに係る契約において生じた制作物及び当該契約の履行過程で生じた制作物の著作権は、熱海市に帰属する。
- (6) 業務の実施については、企画提案書の内容を基本とするが、契約書の範囲内で打ち合わせを実施しながら作業を進めるため、必ずしも企画提案書のと通りの事業実施や作業スケジュールとはならない。
- (7) 本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届（様式7）を提出すること。

11 問合せ、書類提出先

〒413-0018

静岡県熱海市上宿町14番20号

熱海市教育委員会 図書館 担当：高橋

電話 0557-86-6594 FAX 0557-86-6593

E-mail : library@city.atami.lg.jp